

# 国立大学法人新潟大学の役員報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

新潟大学は、「自律と創生」という本学の理念に基づき、教育と研究を通じて地域や世界の着実な発展に貢献することを目的とし、総合大学の特性を活かした分野横断型の研究や世界に価値ある創造的研究を推進し、また、環日本海地域における教育研究の中心的存在として、産官学連携活動や医療活動等を通じ、地域社会や国際社会の発展を支援することなどを目標として、これらを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で学長は、職員数約2,800人の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、教職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額1,655万円は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬額3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べても、それ以下となっている。

本学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であり、また、各年度の業績などを勘案して、報酬を決定しているものである。

また、学長の報酬水準は、学生数や教職員数が同規模である他の総合大学と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の国立大学法人等との比較を踏まえると、学長の報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考ええる。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	〔 改定なし 〕
理事	〔 改定なし 〕
理事(非常勤)	〔 改定なし 〕
監事	〔 改定なし 〕
監事(非常勤)	〔 改定なし 〕

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 14,518	千円 10,168	千円 4,349	千円 0		1月31日	
法人の長	千円 2,033	千円 2,033	千円 0	千円 0	2月1日		
A理事	千円 10,712	千円 7,489	千円 3,203	千円 20 (通勤手当)		1月31日	
B理事	千円 10,749	千円 7,489	千円 3,203	千円 56 (通勤手当)		1月31日	
C理事	千円 12,239	千円 8,986	千円 3,203	千円 49 (通勤手当)			
D理事	千円 11,040	千円 7,698	千円 2,880	千円 461 (広域異動手当)			◇
E理事	千円 10,733	千円 7,489	千円 3,203	千円 41 (通勤手当)		1月31日	
F理事	千円 1,501	千円 1,497	千円 0	千円 4 (通勤手当)	2月1日		
G理事	千円 1,510	千円 1,497	千円 0	千円 13 (通勤手当)	2月1日		
H理事	千円 1,510	千円 1,497	千円 0	千円 13 (通勤手当)	2月1日		
I理事	千円 1,497	千円 1,497	千円 0	千円 0	2月1日		
J理事 (非常勤)	千円 3,000	千円 3,000	千円 0	千円 0		1月31日	
A監事	千円 10,466	千円 7,698	千円 2,744	千円 24 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0			

注1: 「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在籍する者)であることを示す。

注2: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注3: 「広域異動手当」とは、就任前の法人等と本法人の距離及び就任直前の住居と本法人の距離が60km以上ある場合に支給しているものである。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	3,660 (46,363)	3 (37)	0 (0)	H25.3.31	1	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度について総合的に勘案した。	
監事						該当者なし	

注:役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧内の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を、併せて記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

第二期中期計画期間中において、事業・業務・人員配置の見直しを行い、事業・業務の効率化や外注化等により人件費の抑制を図る。また、年度ごとに人件費の積算を行い、決定された予算の範囲内で運用を行っている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮し、決定することとしている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学職員の給与(昇格, 昇給及び勤勉手当)は、適正な評価を総合的に勘案し、決定することとしている。

#### [能率, 勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇格	勤務成績が優秀な職員については、その者の従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	職員が、現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給(昇給特定職員については3号給)を標準として8号給までの範囲内で上位の号給に昇給させることができる。

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

平成25年4月1日から以下のとおり改正を行った。

(諸手当の整備等に伴う一部改正)

- 放射線取扱手当の支給対象を拡大し、「医歯学総合病院放射線部に勤務する看護職員が放射線部において業務に従事した場合」を加えた。

平成25年5月27日から以下のとおり改正を行った。

(諸手当の整備等に伴う一部改正)

- 宿日直手当の支給対象に、新たに「農学部附属フィールド科学教育研究センター佐渡ステーションにおける宿泊施設の管理等のための宿日直勤務に従事した場合」を加えた。

1回 7,100円

平成25年10月1日から以下のとおり改正を行った。

(諸手当の整備等に伴う一部改正)

- 管理職手当を支給している副課長及び専門員については、管理職を目指す準備段階の役職として新たに位置付けすることとして、従来の管理職手当月額と同額を役職勤務手当として支給し、併せて一般職員と同様に労働時間管理を行い、所定の労働時間を超えた場合は超過勤務手当を支給することとした。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 2228	歳 42.8	千円 6,005	千円 4,548	千円 52	千円 1,457
事務・技術	人 457	歳 42.0	千円 4,951	千円 3,804	千円 77	千円 1,147
教育職種 (大学教員)	人 963	歳 48.8	千円 7,587	千円 5,706	千円 44	千円 1,881
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 599	歳 35.0	千円 4,506	千円 3,421	千円 41	千円 1,085
技能・労務職種	人 5	歳 52.5	千円 4,324	千円 3,317	千円 57	千円 1,007
教育職種 (附属特別支援学校教員)	人 21	歳 39.8	千円 6,520	千円 5,048	千円 53	千円 1,472
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 58	歳 40.2	千円 6,302	千円 4,887	千円 69	千円 1,415
医療職種 (病院医療技術職員)	人 121	歳 37.7	千円 4,675	千円 3,532	千円 64	千円 1,143
その他の医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他の医療職種 (看護師)	人 3	歳	千円	千円	千円	千円

注:1 常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用者を除く。

注:2 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注:3 「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手及び用務員等をいう。

注:4 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注:5 その他の医療職種(医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、その人数以外及びその他の医療職種(看護師)の人数以外を記載していない。

再任用職員	人 25	歳 62.7	千円 3,129	千円 2,675	千円 74	千円 454
事務・技術	人 18	歳 63.1	千円 3,065	千円 2,620	千円 73	千円 445
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 3	歳 61.5	千円 3,664	千円 3,123	千円 24	千円 541
医療職種 (病院医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 3	歳	千円	千円	千円	千円

注: 医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、その人数以外及び技能・労務職種の人数以外を記載していない。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	48	34.7	3,673	2,793	93	880
事務・技術	13	39.2	2,948	2,250	129	698
教育職種 (大学教員)	9	37.4	5,183	3,929	26	1,254
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	26	31.5	3,513	2,672	97	841

〔年俸制適用者〕

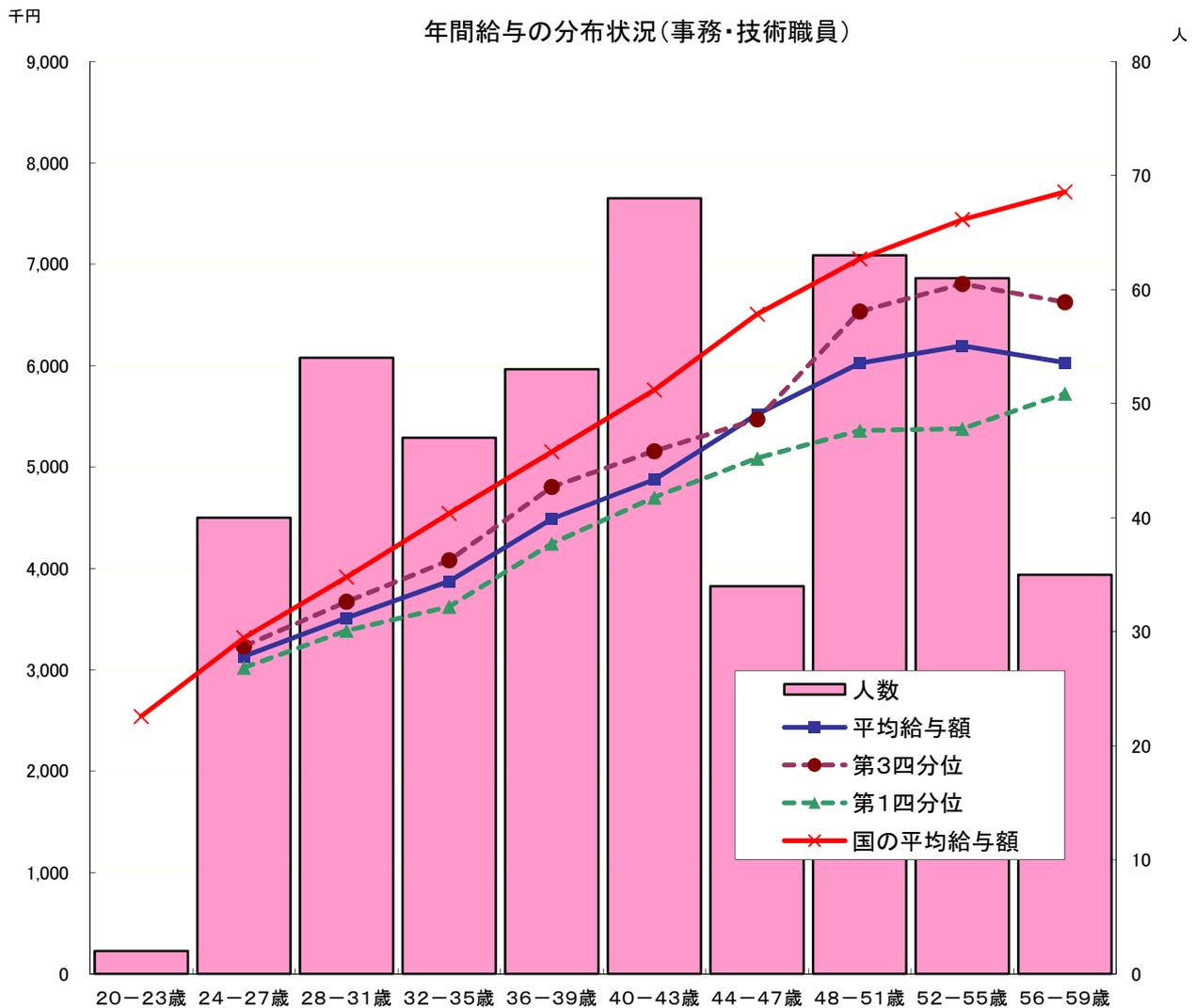
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	80	40.9	5,623	5,623	46	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
特任教員等	80	40.9	5,623	5,623	46	0

注:1 非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:2 「特任教員等」とは、本学がその配置を認めるプロジェクト(寄附講座及び寄附部門を含む。)において教育、研究又は診療に専属的に従事する特任教員、並びに高度の専門的知識、経験又は識見を必要と認める業務に専属的に従事する特任専門員及び特任専門職員をいう。

注:3 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]

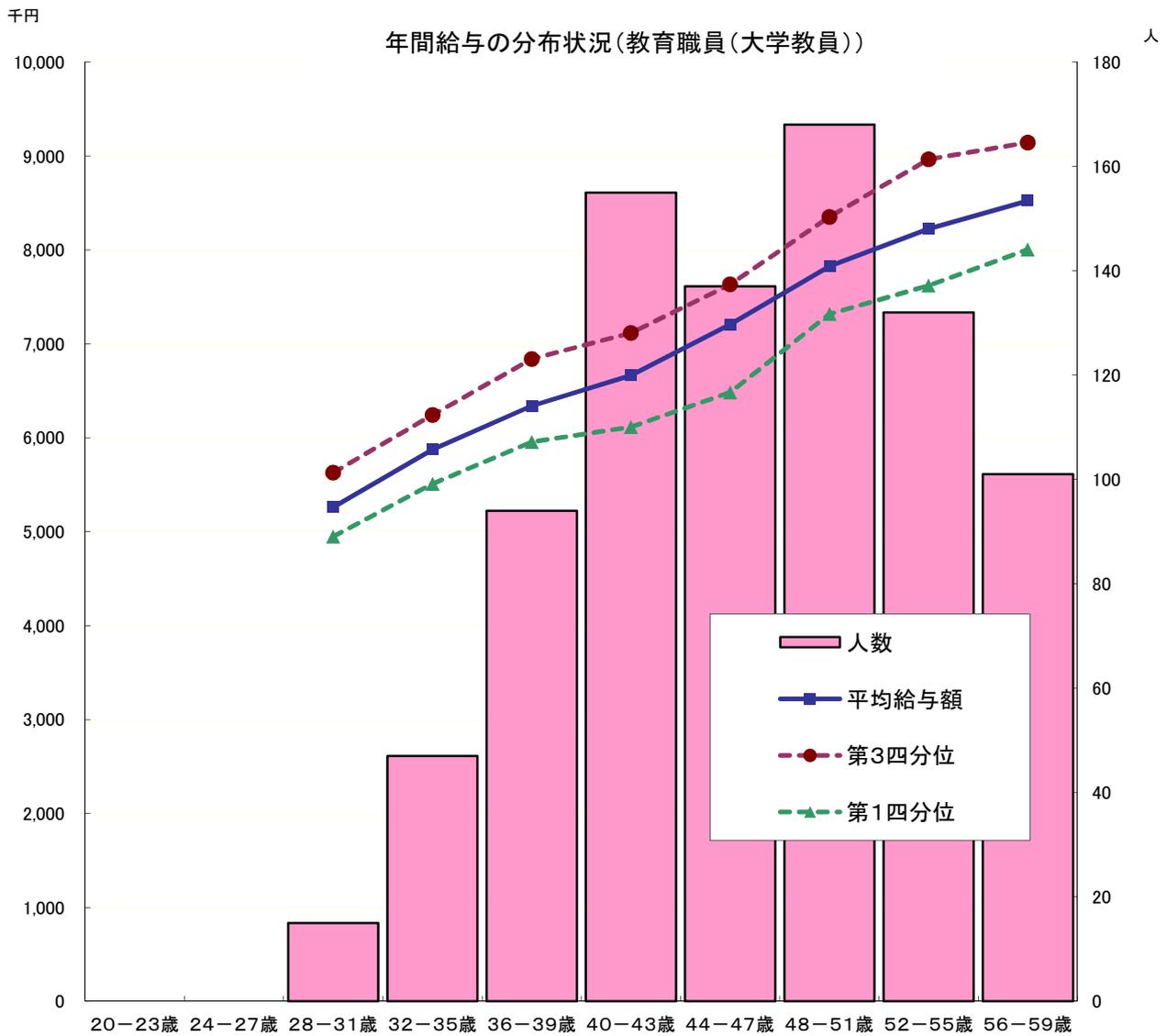


注: 年齢20～23歳の該当者は2人であるため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 平均給与額については表示していない。

注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

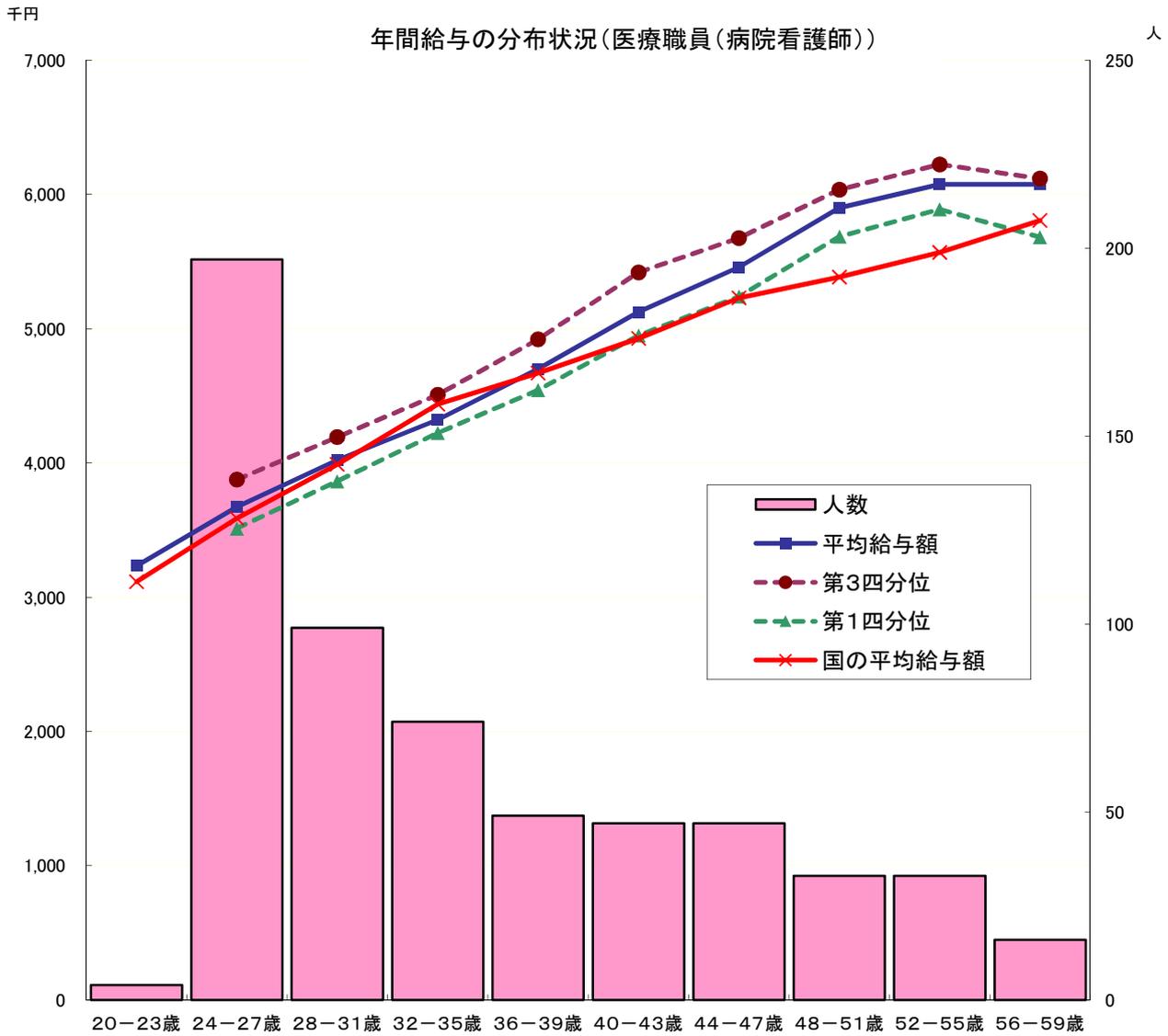
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	8	54.8	7,678	8,513	8,981
課長	27	53.4	6,790	7,155	7,341
副課長	44	52.5	6,150	6,369	6,571
係長	162	46.7	4,923	5,244	5,523
主任	77	39.9	4,103	4,559	5,024
係員	139	31.4	3,204	3,492	3,743



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
教授	326	56.0	8,425	9,324
准教授	346	46.8	6,971	7,727
講師	72	46.4	6,494	7,359
助教	213	41.8	5,755	6,312
助手	5	48.1	5,552	5,954
教務職員	1	—	—	—

注: 教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注: 年齢20～23歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位及び第3四分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		—		—	
副看護部長	5	51.3	7,074	6,886	7,131	
看護師長	31	51.2	6,001	6,123	6,318	
副看護師長	71	47.3	5,449	5,617	5,907	
看護師	491	32.0	3,670	4,161	4,530	

注: 看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般係員	主任 一般係員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	部長 課長
人員 (割合)	457 人 ( )	45 人 ( 9.8%)	111 人 ( 24.3%)	204 人 ( 44.6%)	55 人 ( 12.0%)	29 人 ( 6.3%)	9 人 ( 2.0%)
年齢(最高 ～最低)		59～22 歳	52～25 歳	59～34 歳	59～47 歳	59～45 歳	57～46 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,025～1,771 千円	3,801～2,334 千円	4,520～2,989 千円	5,324～3,947 千円	7,279～4,444 千円	7,216～5,337 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,920～2,300 千円	4,799～3,048 千円	5,895～3,991 千円	6,949～5,232 千円	9,220～5,986 千円	9,294～7,045 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)		3 人 ( 0.7%)	1 人 ( 0.2%)	0 人 ( 0.0%)	0 人 ( 0.0%)
年齢(最高 ～最低)		55～49 歳			
所定内給 与年額(最高 ～最低)		8,027～6,280 千円			
年間給与 額(最高～ 最低)		10,451～8,522 千円			

注：8級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、標準的な職位及び人員(割合)以外の欄については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	963 人 ( )	1 人 ( 0.1%)	218 人 ( 22.6%)	74 人 ( 7.7%)	344 人 ( 35.7%)	326 人 ( 33.9%)
年齢(最高 ～最低)			64～28 歳	64～30 歳	64～32 歳	64～41 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)			5,484～3,692 千円	6,100～3,979 千円	6,940～3,999 千円	8,334～5,421 千円
年間給与 額(最高～ 最低)			7,138～4,740 千円	8,020～5,249 千円	9,059～5,368 千円	11,282～7,210 千円

注：1級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、標準的な職位及び人員(割合)以外の欄については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	助産師 看護師	看護師長 副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	599 人 ( )	0 人 ( 0.0%)	491 人 ( 82.0%)	71 人 ( 11.9%)	31 人 ( 5.2%)	5 人 ( 0.8%)	1 人 ( 0.2%)
年齢(最高 ～最低)			59～22 歳	58～34 歳	58～41 歳	53～48 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)			千円 4,581～2,364	千円 4,799～3,163	千円 4,817～3,931	千円 5,434～4,361	千円
年間給与 額(最高～ 最低)			千円 6,128～3,102	千円 6,344～4,224	千円 6,568～5,311	千円 7,159～5,972	千円

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)		0 人 ( 0.0%)
年齢(最高 ～最低)		
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円

注: 6級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、標準的な職位及び人員(割合)以外の欄については記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(教育職員(事務・技術職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 65.5	% 64.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.3	% 34.5	% 35.9
	最高～最低	% (50.0～32.8)	% (46.1～30.3)	% (46.3～31.5)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.6	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.4	% 34.6
	最高～最低	% (38.8～32.7)	% (36.0～30.2)	% (37.3～31.4)

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 64.7	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.7	% 35.3	% 36.4
	最高～最低	% (50.0～33.8)	% (46.6～31.3)	% (48.2～32.5)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.6	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.4	% 34.5
	最高～最低	% (49.6～32.6)	% (46.6～28.8)	% (47.8～31.3)

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 64.2	% 63.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 35.8	% 36.9
	最高～最低	% (46.1～35.5)	% (42.7～32.3)	% (44.3～34.2)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 66.3	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 33.7	% 34.8
	最高～最低	% (38.8～33.2)	% (36.0～30.9)	% (37.3～32.1)

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.2

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

95.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

93.7

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

102.7

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 85.2
	参考
	地域勘案 93.1 学歴勘案 86.1 地域・学歴勘案 93.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.7%】 (国からの財政支出額 21,855百万円, 支出予算の総額 57,820百万円:平成25年度予算)</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 26.6%】 (給与・報酬等支給総額 15,532百万円, 支出総額 58,331百万円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 累積欠損はなく、また対国家公務員(行政職(一))指数についても100以下となっている。これら等を総合的に勘案して、給与水準は適正なものであると考えます。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えます。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。</p>
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行っていきたい。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容								
指数の状況	対国家公務員 102.7								
	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案</td> <td>105.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td>103.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td>105.5</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	105.0		学歴勘案	103.6		地域・学歴勘案
参考	地域勘案	105.0							
	学歴勘案	103.6							
	地域・学歴勘案	105.5							
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	医歯学総合病院に勤務する看護職員については、適正な看護体制を維持する人材確保のため、臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を行っていないことによるもの。								
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.7%】 (国からの財政支出額 21,855百万円, 支出予算の総額 57,820百万円:平成25年度予算)</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 26.6%】 (給与・報酬等支給総額 15,532百万円, 支出総額 58,331百万円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 対国家公務員(医療職(三))指数については100を若干上回っているが、臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を行っていないことによる期間限定的なものである。また、累積欠損はなく、これら等を総合的に勘案して、給与水準は適正なものであると考える。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。</p>								
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行っていきたい。								

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.8

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与, 報酬等支給総額 (A)	千円 15,336,165	千円 15,532,418	千円 (%) △ 196,253 (△ 1.3)	千円 (%) △ 553,060 (△ 3.5)
退職手当支給額 (B)	千円 1,496,970	千円 1,992,014	千円 (%) △ 495,044 (△ 24.9)	千円 (%) △ 317,750 (△ 17.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,558,191	千円 5,494,568	千円 (%) 63,623 (1.2)	千円 (%) 352,736 (6.8)
福利厚生費 (D)	千円 2,835,729	千円 2,696,618	千円 (%) 139,111 (5.2)	千円 (%) 285,025 (11.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 25,227,055	千円 25,715,618	千円 (%) △ 488,563 (△ 1.9)	千円 (%) △ 233,049 (△ 0.9)

#### 総人件費について参考となる事項

##### 1 比較増△減額について

- ① 給与, 報酬等支給総額(A)の増△減額の要因(対平成24年度比 △196,253千円)
  - ・教員支給人数の減
  - ・過年度超過勤務手当支給額の減(△176,289千円)  
前年度支給額(208,360千円)－当年度支給額(32,071千円)
- ② 退職手当支給額(B)の増△減額の要因(対平成24年度比 △495,044千円)
  - ・支給人数の減
  - ・退職手当の支給水準引下げ措置による削減額  
教職員(△60,919千円)
- ③ 非常勤役職員等給与(C)の増△減額の要因(対平成24年度比 63,623千円)
  - ・看護職員の増 ・特任教員の増
- ④ 福利厚生費(D)の増△減額の要因(対平成24年度比 139,111千円)
  - ・法定福利費の保険料率の増

##### 2 その他

本表と財務諸表における附属明細書((17)役員及び教職員の給与の明細)について

「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### IV 法人が必要と認める事項

特になし